令 和 5 年 度 第 4 回 議事録

笠岡市農業委員会

5.7.4

第4回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和5年7月4日 午前 9時30分
- 2 開会日時 令和5年7月4日 午前 9時30分
- 3 閉会日時 令和5年7月4日 午前 10時10分

4 出席, 欠席, 遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席		出欠等	議席		出欠等
	氏 名			氏 名	
番号		の別	番号		の別
1	三宅勝二		8	鹿嶋耕三	
2	櫛 田 繁 造		9	片 岡 芳 和	
3	仁井名 雅 子		10	大 平 貴 之	欠
4	梶 田 宏 一		11	天 野 平 之 進	
5	仁 科 智 之		12	西江務	
6	北 村 卓 士		13	守 屋 映 男	
7	佐 内 繁 文				

5 会議に出席した者

職名	氏 名	職名	氏	名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江	敬一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平	章 之
推進委員	藤原美代子	推進委員	枝 木	俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋	芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	木 南	達昭
推進委員	西山博行	事務局次長	松枝	大 作
推進委員	桑田圭介	主事	西山	彰 人
推進委員	西 山 雅 子	主事補	小 川	航 平

	氏	名	氏	名
傍聴人				

6 提出議案

議案番号	議題
議案第 13 号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第 14 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 15 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
報告第 9 号	農地法施行規則該当転用届について
報告第 10 号	解約証書の受理について
報告第 11 号	農作業等受委託契約書の受理について
その他	

- 7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり
- 8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

7番委員

8番委員

± ₹ ₩ ₩	2.22.2.2.2.002.1
事務局	おはようございます。
	ただ今から、令和5年度第4回の農業委員会を開催いたします。
	それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたしま
	す。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。
	それではただ今から、第4回の農業委員会を開催いたします。
	議事に入ります前に、本日の議事録署名人を7番佐内委員さん、8番鹿嶋委
	員さん,よろしくお願いします。
	それでは議案の審議へ移りたいと思います。
	会長、よろしくお願いいたします。
会長	 それでは、議案第 13 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい
	て」ナンバー21 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー21 号でございます。○○から○○に参ります 3 条の所有権移転
	(売買)でございます。
	譲受人は相続にて農地を取得しておりますが、高齢、かつ市外在住のため管
	理が困難となっておりました。この度、空き家バンクに付随する農地として
	譲受人と売買の話がついたため、所有権移転を行うものです。譲受人はこれ
	まで営農経験はないものの、○畝ほどの農地に植樹されている○を引き続き
	栽培するものであり、居住予定の住宅からも近距離にあることから、家族○
	人で栽培管理していくことは十分可能と考えられます。事務局での現地調査
	八 C 秋石 目 生 し C V ・
	農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率
	的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がない
	こと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないこ
	とから、許可要件はすべて満たしていると思われます。
	以上でございます。よろしくお願いいたします。
∧ ⊨	田屋チロシ)の温を切せるい底の1 より
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○巫壬□	
○番委員	先日, 譲渡人と譲受人両名と話をさせていただきました。現地確認に行った
	ところ、〇と〇が植えられておりました。面積的にも問題はないと思います
	ので、事務局の説明のとおり問題ありません。
ΛF	よりなしてがありました。 みやようとし 2 井上の上に 27 できたい ここ
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (^ P) (**)
	(全員拳手)

	挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして,ナンバー22号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー22号でございます。〇〇(持分1/2),〇〇(持分1/2)から〇○に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は増反を図るため、自宅隣地の農地を売買により取得するものです。 令和3年度第10回農業委員会で農地法第3条で許可となった、〇の農地〇 筆も適切に畑として管理されていることから、耕作能力等に問題はないと考えられます。 なお、申請地には許可を得ることなく農業用倉庫が建設されておりますが、違反状態を是正するための申請が受理されていることを確認しております。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日,推進委員の方と現地確認に行って参りました。譲受人とお会いすることができ,現地で話をさせていただきました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして,ナンバー23号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー23号でございます。○○から○○へ参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。 譲受人は、高齢のために農地の管理が困難となっていた譲渡人と話がつき、 この度、売買にて申請地を取得するものです。 申請地では、○を栽培する予定とのことですが、譲受人はその経験を有して いることから栽培は可能と考えられます。申請地は田であるため、周囲の水 利について影響がないようにする旨は周囲の農業者と合意済とのことです。 令和4年度第11回農業委員会で第3条で許可となった農地について、現在 作付がされていない状態でしたが、当初の○の計画から作物を変更し、取組 むところであり、必ず作付をするとのことです。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしてい

	フル田をおよみ
	ると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
	以上でこさいます。よりしくわ願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR
○番委員	先日,推進委員の方と現地調査に行って参りました。事務局の説明どおり問
	題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。
	季子多級ということで伝足させていたださます。 続きまして、ナンバー24 号を上程いたします。事務局の説明をお願いしま
	す。
事務局	ナンバー24 号でございます。○○から○○へ参ります3条の所有権移転
	(売買)でございます。
	譲受人は,この度空き家バンクに付随する農地として,申請地を売買にて取
	得するものです。今後居住する自宅は○○であり、申請地から○mの距離に
	あります。譲受人は農業経験はあるものの、自身で農地を取得するのは初め
	てのため、営農計画書の提出があります。取得する農地は畑であり、また〇世には農業なりているののがなるなめ農業をよっいても出場。した組ま
	地区には農業をしている○の○があるため農業面についてもサポートを得ら れる環境にあるとのことで、耕作は十分可能と考えられます。
	機地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしてい
	ると思われます。
	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日,推進委員の方と現地確認に行って参りました。既に耕作されており,
	○が植えてありました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	挙手多数ということで決定させていただきます。
	続きまして、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
	いて」関連がありますのでナンバー9号,10号をあわせて上程します。事
	務局の説明をお願いします。
東 敦巳	ナンバー0号 10号でざいます 00 00かと00~おります 5々
事務局	ナンバー9号, 10 号でございます。 $\bigcirc\bigcirc$, $\bigcirc\bigcirc$ から $\bigcirc\bigcirc$ へ参ります, 5 条

の使用貸借権設定(5年)でございます。 申請地は、○○の田2筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天駐車場、 施設の概要は駐車場でございます。 本案件は、平成30年度から5年間使用貸借権が設定されていたものの更新 であり、借受人が引き続き、申請地を公民館行事の際の臨時駐車場にしたい という案件です。借受人はこの度、年に数回近隣にある○○でイベントを行 う際に車を置く場所として申請地を使用したいとのことです。○○近隣には 宅地がなく、申請地の他に代替できる土地がなかったとのことです。これら の事情により、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより 当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断で きるため, 許可妥当と思われます。 周囲の影響につきまして、盛土をせず現状のまま使用するため、土砂の流出 等の影響はありません。また、雨水は道路脇にある集合桝と自然浸透にて対 応します。また、建築物等の建設はないため、日照、通風に影響を与えるこ ともありません。 以上でございます。よろしくお願いします。 会長 関係委員さんの調査報告をお願いします。 契約更新の案件だということで、借受人の方から申請書等を見せていただき ○番委員 ました。話を聞き、現地を見た上で問題無いと判断致します。 ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 会長 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー11号を上程いたします。事務局の説明をお願いしま す。 ナンバー11号でございます。○○から○○へ参ります, 5条の所有権移転(事務局 売買)でございます。申請地は、○○の畑1筆、農地区分は第2種農地、転 用目的は一般住宅,施設の概要は居宅1棟,駐車場でございます。 譲受人は現在、家族○人で生活しており、申請地西側隣接地○○に住んでい ます。母屋では○が生活しており、離れでは○を除く○人が生活しています が、離れは1人1部屋も確保できないほど手狭な状態で、新たに住宅を早急 に建築する必要があるとのことです。引き続き母屋で生活する○の生活のサ ポートの為に、隣接地である申請地を自己用の居住地として転用するもので あり、代替性要件を満たしているため、許可妥当と思われます。 なお、申請地のうち○㎡は、特別警戒区域に該当しており、活用の予定もな く、面積も小規模であることから、過小残地として整理しております。 周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分にはコンクリート擁壁

A F	を設置するため、土砂の流出はないものと思われます。雨水につきましては ,排水路及び沈殿桝を経由して道路側溝に接続し、生活雑排水につきまして も、合併浄化槽に接続し、直接道路側溝に流入しないようにするとのことで ,問題ないと思われます。また、予定建築物は木造2階建で全高8m程度の ものであり、周囲の農地への日照・通風に問題は無いと思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日,推進委員の方と現地確認に行って参りました。事務局の説明のとおり 問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数と言うことで決定させていただきます。 続きまして,ナンバー12号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー12 号でございます。○○から○○へ参ります,5条の所有権移転 (売買)でございます。申請地は,○○の畑1筆,農地区分は第2種農地,転 用目的は事業用倉庫,施設の概要は倉庫1棟,駐車場でございます。 譲受人はこの度,事業規模拡大に伴い,事務所に隣接する宅地2筆と申請地に倉庫を建設し,一部を事業用自動車の駐車場として使用したいとのことです。宅地部分に挟まれるようにして農地が存在しており,申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため,許可妥当と思われます。 周囲の影響につきまして,地形自体の形状の変更はなく,現状の地盤は平坦であるため,土砂の流出はないものと思われます。雨水は既存の水路に排水するとのことで,問題ないと思われます。また,近傍農地は申請地の東側に位置しており,現況では倉庫建設場所のすぐ西側に既存の建物があるため,周囲の農地への日照・通風に問題は無いと思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日,推進委員の方と現地確認に行って参りました。譲受人と話をさせてい ただきました。事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員举手)
	※手多数ということで決定させていただきます。
	続きまして,議案第 15 号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を
	上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは説明にまいります。令和5年7月11日の公告予定でとりまとめて
	おります。一般分については、1~5年の設定対象筆数が1筆、設定対象面
	積が 21, 283 m, 設定対象人数が 1 人。合計も同様となっております。中間
	管理機構分については、1~5年の設定対象筆数が4筆、設定対象面積が2
	2,242 ㎡,設定対象人数が2人。合計についても同様となっております。
	これらの案件はすべて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定
	められております要件を満たしているものと考えます。
	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
 ○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	挙手多数ということで決定させていただきます。
	続きまして、報告第9号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第1
	0号「解約証書の受理について」,報告第11号「農作業等受委託契約書の
	受理について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用につい
	て、ご指導のほどよろしくお願いいたします。
	以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かござい
	ますか。
事務局会	(1) 次回農業委員会 8月8日(火)午前9時30分から
長	分庁第4 2階大会議室
	(2) その他
	・非農地判断について
	・今年度の利用状況調査について
	・地域計画について
	それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもあり
	がとうございました。